

札幌市定山溪自然の村使用料納入の特例取扱要領

平成17年10月14日教育長決裁

(目的)

第1条 この要領は、札幌市定山溪自然の村条例（平成10年条例第21号。以下「条例」という。）第4条第1項及び条例施行規則（平成10年教育委員会規則第7号。以下「規則」という。）第3条第2項の規定に基づく定山溪自然の村（以下「自然の村」という。）使用料納入の特例取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(後納)

第2条 規則第3条第2項ただし書により使用料の使用後の納付を認める者は、官公庁並びに官公庁に準ずる者とする。

(取扱手続)

第3条 前条の使用料の後納を認めた場合、使用後に納入通知書を発行することとする。

(使用の取消し)

第4条 第2条の規定により使用料納入の特定の適用を受けた者が、規則第5条第3号に定める使用日の5日前を超えて、使用者の都合により使用の取消しを申し出た場合は、使用料の全額をただちに納入させることとする。

附 則

この要領は、平成17年10月14日より施行する。